

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成19年1月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年5月31日</u>限りで効力を失う。ただし、第5条第7号、第7条、第8条第3項、第11条及び第12条の規定については、同日以降も、なお、その効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成24年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金交付要綱</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成19年1月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年5月31日</u>限りで効力を失う。ただし、第5条第7号、第7条、第8条第3項、第11条及び第12条の規定については、同日以降も、なお、その効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成24年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県障害児施設等入所者支援事業実施要綱</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成19年1月1日から適用する。 2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>までの障害者支援施設及び障害児入所施設の利用について対象とする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県障害児施設等入所者支援事業実施要綱</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成19年1月1日から適用する。 2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>までの障害者支援施設及び障害児入所施設の利用について対象とする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月25日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>

新	旧
附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	